

令和6年度
学校いじめ防止基本方針



青森県立八戸中央高等学校
通信制の課程

目次

0 基本方針の趣旨	1
1 学校いじめ防止基本方針	1
2 いじめとは	1
(1) いじめの定義	
(2) いじめに対する基本的な考え方	
(3) いじめの構造	
(4) いじめの動機	
(5) いじめの態様	
3 いじめ防止の指導体制・組織的対応	2
(1) 日常の指導体制	
(2) いじめ発生時の組織的対応	
(3) いじめ防止のための年間計画	
4 いじめの未然防止	3
(1) 授業の充実、道徳教育の充実	
(2) 特別活動の充実	
(3) キャリア教育の充実	
(4) 教育相談の充実	
(5) 情報教育の充実	
(6) 保護者・地域との連携	
5 いじめの早期発見	3
(1) いじめの発見	
(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン	
(3) 相談体制の整備	
(4) 定期的調査の実施	
(5) 情報の共有	
6 いじめへの対応	4
(1) いじめへの対応の基本的な流れ	
(2) 生徒への対応	
(3) 保護者への対応	
(4) 関係機関との連携	
7 ネットいじめへの対応	7
(1) ネットいじめとは	
(2) ネットいじめの予防	
(3) ネットいじめへの対処	
8 新型コロナウイルス感染症に対するいじめや差別・偏見への対応	7
9 重大事態への対応	8
(1) 重大事態とは	
(2) 重大事態発生時の報告・調査	
(3) 事情聴取の際の留意事項	
10 いじめの解消	8
11 評価	9

学校いじめ防止基本方針（通信制の課程）

0 基本方針の主旨

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月 28 日法律第 71 号）

第一章 総則

（学校及び学校の教職員の責務）

第 8 条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（学校いじめ防止基本方針）

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめ防止基本方針

教育は、知・徳・体のバランスのとれた人づくりにある。大人への階段を昇りゆく生徒が集う本校では、その崇高な目的を見据え、生徒が夢と志をもって学びを深め、自立した社会人に成長していけるよう教育活動に取り組んでいる。その学びの場は、生徒が集団の中で良好な人間関係を築き前向きに学習に取り組んでいける環境が保障されていなければならない。しかし、近年、学校内外におけるいじめがきっかけとなり、不登校になったり、自殺を図ろうとするなど、痛ましい事案が全国的に発生している。いじめは、著しい人権侵害であるばかりでなく、学校の最も大切な学習環境を損ねる行為であり、絶対に許されない行為である。

そこで、本校では生徒が集団の中で健全に切磋琢磨し充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止体制を整え、その未然防止を図るとともに、いじめが認知された場合においては適切かつ速やかに解決するために、「学校いじめ防止基本方針」をここに定める。

2 いじめとは

（1）いじめの定義「いじめ防止対策推進法の条文」

（定義）

第 2 条 「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と「一定の人的関係」にある他の生徒が行う心理的又は「物理的な影響」を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もある。また、好意から行った行為が意図せずに相手の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もある。

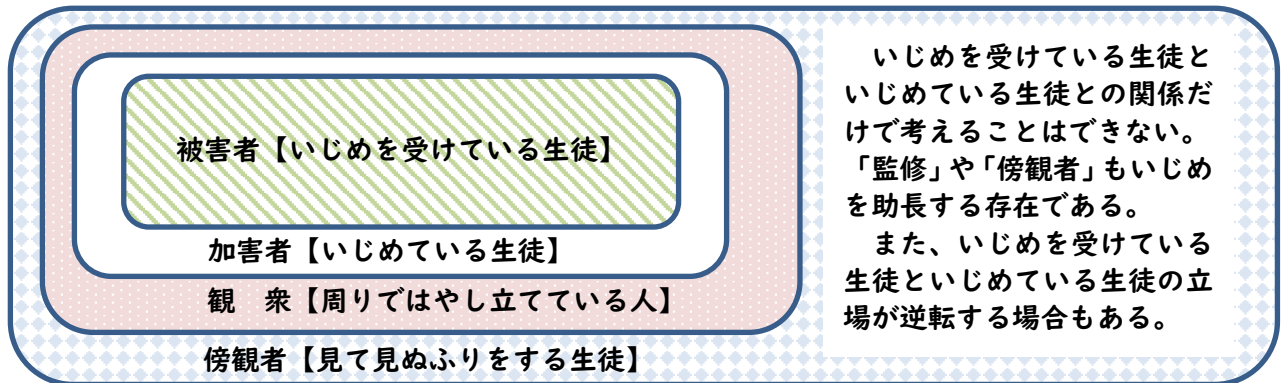
※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理やらされたりすることなどを意味する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめは、どの生徒、どの学校においても起こり得る」との認識の下に、いじめの未然防止は学校・教職員の責務と心得、「いじめは絶対に許されない」との認識に立って指導する。

(3) いじめの構造



(4) いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。(東京都立研究所の要約の引用)

- ①嫉妬心 : (相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ②支配欲 : (相手を思いどおりに支配しようとする)
- ③愉快犯 : (遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする)
- ④同調性 : (強いものに追従する、数の多い側に入りたい)
- ⑤嫌悪感 : (感覚的に相手を遠ざけたい)
- ⑥反発・報復 : (相手の言動に対して反発・報復したい)
- ⑦欲求不満 : (いろいろなを晴らしたい)

(5) いじめの態様

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| ア ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする | ⇒暴行、傷害 |
| イ 金品をたかられる | ⇒恐喝 |
| ウ 仲間はずれ、集団による無視をされる | |
| エ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする | ⇒窃盗、器物破損 |
| オ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする | ⇒暴行、傷害 |
| カ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされたりする | ⇒名誉棄損、侮辱 |
| キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする | ⇒強要、強制わいせつ |
| ク 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる | ⇒脅迫、名誉棄損、侮辱 |
| ケ 喧嘩やふざけあい | ⇒毅然とした対応が必要 |

3 いじめ防止の指導體制・組織的対応

(1) 日常の指導體制(未然防止・早期発見)

いじめを未然に防止し、早期に発見するために日常の指導體制を【別紙1】の通りとする。

(2) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑い・認知した場合の解決に向けた組織的対応を【別紙2】の通りとする。

(3) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作り

いじめに向かわない態度・能力の育成等のために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取り組みの方針を定め、その具体的な指導内容を【別紙3】の通りとする。

4 いじめの未然防止

いじめ問題で重要なことは、まずいじめを起こさせない予防的取組である。そのため学校の教育活動全体を通して、生徒の規範意識や自己有用感を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

※別紙4 いじめの予防・早期発見(具体的計画)

(1) 授業の充実、道徳教育の充実

- ア 授業において、生徒に「わかる」という気持ちを持たせるとともに、小さくても成功体験を実感させることで自信を持たせ、自己有用感を高める。
- イ 教科で計画的に人間としてのあり方や生き方について考えさせる内容を盛り込む。
- ウ 学習面に不安を感じ、自信をなくしている生徒へ支援する体制づくり

(2) 特別活動の充実、

- ア ホームルーム活動において、話し合う機会や他の生徒の発表を聞く機会を設定することにより、人間関係づくり、集団への帰属意識を高める。
- イ ボランティア活動や、アルバイト等を通じて社会性を成長させ、また学校外での人間関係づくりに取り組む。
- ウ 講習会等においてネットリスク(危険性、法的問題)教育を充実させる。

(3) キャリア教育の充実

- ア 総合的な探求の時間において、擬似的な社会を体験させることで、ソーシャルスキルを身につけ、社会性を高める。

(4) 教育相談の充実

- ア クラス担任を中心にして定期的に面談(2者、3者)を行うことで、早期に生徒の変化を捉える。(5月～7月、10月～12月)

(5) 情報教育の充実

- ア 教科「情報」においてネットモラル(正しい使い方)教育を充実させる。

(6) 保護者・地域との連携

- ア いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知(入学式等での説明、HPへの掲載)
- イ 保護者会における講演会の実施
- ウ 学校評議員会での報告、協議

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインや人間関係のトラブルを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめを受けている生徒や通報した生徒の安全を確保する。いじめ発生時の組織的対応【別紙2】により速やかに報告し、事実確

認をする。

(2) いじめを受けている生徒・いじめを行っている生徒のサイン・家庭でのサインを【別紙4・5】の通りとする。

(3) 相談体制の整備

ア 生徒、保護者、教職員に対して、相談窓口の設置、周知

イ 教員への相談・担任との面談の定期的実施(5月～7月、10月～12月)

(4) 定期的調査の実施

ア 学校生活アンケートの実施(8月、1月)

イ 緊急アンケートの実施(重大事態、またその可能性がある場合)

(5) 情報の共有

ア 報告経路の明示・報告の徹底 イ 職員会議等での情報共有

ウ 要配慮生徒の実態把握 エ 進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) いじめへの対応の基本的な流れ

① いじめ発見(アンケート、生徒、保護者等)

ア いじめの疑いがあったら、発見者は生徒指導主事、管理職に報告する。

② 情報収集、事実確認、記録

ア 管理職の指示に従い、生徒指導部を中心に役割分担し情報収集、事実確認、記録を行う。また、事実関係の把握により重大事態であるか判断する。

③ いじめ対策協議会の開催

ア いじめ対策協議会の構成員は校長、教頭、生徒指導主事、年次主任、情報担当教員、養護職員、関係ホームルーム担任、臨床心理士、学校評議員とする。

イ 事実確認調査、情報収集、情報提供、説明責任の役割分担をし「誰がどう動くか」を確認する。

ウ いじめを受けた生徒・保護者、いじめを行った生徒・保護者とも事実確認をする。

エ 指導方針を決定する。

オ いじめ解決に向けて、的確な指導体制を確立し継続指導、経過観察を行う。学校だけでの解決が困難な場合、関係機関と連携して対応する。

④ 職員会議の開催

ア いじめの内容、指導方針、役割分担を全教員で共通理解をし、いじめ対策協議会と連携、協力しながら、いじめ解決に向け協働して指導に取組。

(2) 生徒への対応

① いじめを受けた生徒への対応

● 基本的な姿勢

ア いかなる理由があっても、徹底していじめを受けている生徒の味方となり、守り通すことを約束する。

イ 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

● 事実の確認(事情聴取)

ア 担任を中心に生徒が話しやすい教員等が対応する。

イ いじめられた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞く。

●支援

- ア 時間や場所を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。
- イ 学校は、いじめを行っている生徒を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ウ 生徒のよさや優れているところを認める。
- エ いじめを行っている生徒との今後の付き合い方など、行動を具体的に指導する。
- オ 学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守り、いつでも相談できる状態であることを伝える。

●経過観察等

- ア 面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- イ スクーリングや特別活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

②いじめを行った生徒への対応

●基本的な姿勢

- ア いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- イ 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- ウ 心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導する。

●事実の確認(事情聴取)

- ア 対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。
- イ 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

●指導

- ア いじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。
- イ 自分がいじめを行ったことの自覚を持たせ、責任転嫁等を許さない。
- ウ いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- エ 不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聞く。
- オ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るために、いじめを行っている生徒を学校に出校させないことや、警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要である。

●経過観察等

- ア 面談等を通して、教員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。
- イ スクーリングや特別活動を通して、プラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

③傍観したり周囲にいた生徒への対応

●基本的な姿勢

- ア いじめは、年次等集団全体の問題として対応していく。
- イ いじめの問題に、教員が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

●事実の確認

- ア いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。

イ いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。

●指導

ア 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者である事実を受けとめさせる。

イ いじめを受けている生徒は、傍観したり周囲にいた生徒の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

ウ これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。

エ いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

●経過観察等

ア 特別活動等を通して、集団をプラスの方向に向けていく。

イ いじめが解決したと思われる場合でも、注意を怠らず、継続して指導を行う。

(3) 保護者への対応

①いじめを受けている生徒の保護者に対して(原則複数の教員で対応)

ア 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。

イ いじめを受けている生徒を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、指導方針を具体的に示す。

ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から様子等について情報提供を受ける。

エ いじめの全貌が分かるまで、いじめを行っている生徒の保護者への連絡を避けることを依頼する。

オ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

②いじめを行っている生徒の保護者に対して

ア 事情聴取後、家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。

イ いじめを受けている生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

ウ 生徒や保護者の心情に配慮する。

エ 誰もが、いじめられる側にも、いじめる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

オ 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

カ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

ア 教員が間に入って関係調整が必要な場合がある。その際、学校の中の第三者委員会【管理職・生徒指導保健部・部の顧問等】を設置し、支援する。

イ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。

ウ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。

エ 県教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでは解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 県教育委員会との連携（校長・教頭）

- ア いじめ事象の報告、関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- イ 生徒指導支援グループの指導主事から助言を受ける。
- ウ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの支援を仰ぐ。

② 警察との連携（生徒指導部）

- ア 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- イ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉・医療関係との連携（生徒指導部・養護職員）

- ア 家庭の養育に関する指導・助言
- イ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ウ 精神保健に関する相談
- エ 精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

インターネット上や Line・Facebook 等の SNS を介して、文字や画像を使い特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどが、ネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ア フィルタリングの徹底
- イ 保護者の見守り（家庭内のルール作り）

② 情報教育の充実

- ア 情報モラル教育の充実
- イ 教員の研修会を開催し、共通理解を図る

③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ア いじめを受けた者からの訴え（面談の実施や生徒の立場に寄り添った支援等）
- イ 閲覧者からの情報
- ウ ネットパトロール

② 不適切な書き込みへの対処は【別紙 6】の通りとする。

8 新型コロナウイルス感染症に対するいじめや差別・偏見への対応

新型コロナウイルス感染症を理由とした、いじめや差別・偏見は許されるものではない。以下を指導上の留意点とする。

- ア 医療従事者や社会機能維持に能う方とその家族等、濃厚接触者に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないことを生徒に指導する。

- イ 特に新型コロナウイルス感染症に関連した悩みを抱える生徒の早期発見に努めるとともに、心の健康問題に適切に対応する。また、相談窓口は、【文部科学省子供の SOS の相談窓口】を周知する。
- ウ 発達段階に応じた指導を行うとともに、医師の指示などによりマスクをしていない、出席を控えている生徒などへの偏見や差別が生じないように、生徒指導上の配慮等を行う。

9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめが原因で生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ア 生徒が自殺を意図した場合。
- イ 精神性の疾患を発症した場合
- ウ 身体に重大な被害を負った場合
- エ 金品などに重大な被害を被った場合
- ② いじめが原因で生徒が一定期間連続して出校したくても出来ない場合
- ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合
- *この際は、重大事態が発生したものとして、報告、調査等を行うことになる。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合（必要に応じて生徒指導委員会、いじめ対策協議会等の検討を経て）、校長が県教育委員会に報告する。調査主体が学校の場合、いじめ対策協議会を招集して事実関係を調査するとともに、対策を検討・実施する。また、調査主体が県教育委員会の場合、指示に従って資料を提出するなど、調査に協力する。

(3) 事情聴取の際の留意事項

- ア いじめを受けている生徒や、いじめを行っている生徒は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- イ 関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。
- ウ 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- エ 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- オ いじめの内容や生徒の様子により該当者を自宅まで送り届ける等、配慮する。

10 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。但し、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、その他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係わる行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的・物理的な影響を与える行為が、少なくとも3ヶ月以上継続して止んでいること。

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか、面談等で確認する。

11 評価

PDCAサイクルの考え方に従い、取り組みについて「評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえ、取り組みが適切に行われたか否かを検証する。その結果を分析し、取り組み内容や取り組み方法の見直しを行う。また、保護者に対しても、ホームページや「生徒指導部だより」等を通じて連絡する。青森県いじめ防止基本方針3-(1)-②-vにより実施状況を学校評価項目に位置づける。

- ①前期末・後期末の生徒授業アンケートに、いじめに関する評価項目を位置づけ、取組状況や達成状況を評価する。
- ②学校評価保護者アンケート後期末に、いじめに関する評価項目を位置づけ、取組状況や達成状況を評価する。
- ③学校評価教職員アンケート後期末に、いじめに関する評価項目を位置づけ、取組状況や達成状況を評価する。
- ④集計結果を踏まえ、「いじめ防止対策委員会」で取り組みの改善等、見直しを図る。
- ⑤結果を職員会議で伝達する。
- ⑥いじめ対策協議会にその改善策を協議・決定し、次年度の取り組みに反映させる。